

2026 年度茨城県住生活基本計画改定に係る集計・分析等業務委託
プロポーザルの公募に関する説明書

2026 年 4 月 3 日付で公告した 2026 年度茨城県住生活基本計画改定に係る集計・分析等業務委託に係る公募型プロポーザルの手続き等については、関係法令によるほか、この説明書によるものとする。

1 業務概要

(1) 業務名

2026 年度茨城県住生活基本計画改定に係る集計・分析等業務委託

(2) 業務目的及び業務内容

2026 年度茨城県住生活基本計画改定に係る集計・分析等業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）のとおり。

(3) 履行期間

契約締結の日から 2027 年 3 月 25 日まで

(4) 委託予定上限額

26,477,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

2 競争参加者の資格要件に関する事項

次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 茨城県建設コンサルタント業務等入札参加資格審査要項（平成 7 年茨城県告示第 474 号）に基づき、建築関係建設コンサルタント業務の参加資格の認定を受けている者であること。
- (2) 茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を受けている期間中ではないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者及び同条第 2 項の規定に基づく茨城県への入札への参加の制限を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 255 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 2016 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までの間に住生活基本法（平成 23 年法律第 105 号）第 15 条第 1 項に規定する全国計画又は同法 17 条第 1 項に規定する都道府県計画の策定に関する業務を元請けとして受注し、誠実に履行した実績^{*}を有すること。
※本店、支店又は営業所等のいずれかの実績で足りるものとする。
- (6) 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 号又は同条第 3 号に規定する者でないこと。

3 担当部局

茨城県土木部都市局住宅課 企画調整グループ

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

電話 029-301-4754 メールアドレス jutaku-kikaku@pref.ibaraki.lg.jp

4 提出書類

- (1) (様式第1号) 技術提案提出書
- (2) (様式第2号) 資格要件に係る誓約書
- (3) (様式第3号) 同種又は類似業務の実績及び予定技術者等
- (4) (様式第4号) 技術提案書
- (5) (様式第6号) 参考見積書

5 提出書類の提出期限及び提出先等

- (1) 提出期限

2026年4月20日(月)午後5時必着

- (2) 提出先

3 担当部局に同じ

- (3) 提出方法

電子メールにより提出書類をPDFファイルで提出すること。なお、1回の電子メールで受信できる容量の上限は10MBであるため注意すること。

提出後、担当部局に提出した旨電話をすること。

6 質問の受付及び回答

- (1) 質問の受付

本説明書の内容に関する質問等については、2026年4月9日(木)正午まで、(様式第5号)質問票により、3担当部局において電子メールでのみ受け付ける。

- (2) 質問に対する回答

質問に対する回答は、2026年4月13日(月)午後5時までに、電子メールにより行う。

7 技術提案を求める具体的テーマ

- (1) 業務の実施方針及び別紙1の年間スケジュールを踏まえた効率的な工程計画の提案
- (2) 住宅政策の方向性を示す上での視点の提案
- (3) 住宅等のデータ分析方法に関する提案
- (4) 公営住宅の供給目標量の設定及びその裏付けについての提案
- (5) その他業務の内容に関する提案

8 評価基準等

2の資格要件を満たしている者の中から、次の項目について別記1の評価基準に基づき技術提案書等の審査を行い、最適業者を選定する。なお、技術提案書等の審査は書面審査により行い、採否については決定後速やかに通知する。

- (1) 同種又は類似業務の実績
- (2) 予定技術者の経験等
- (3) 業務に関する提案
- (4) 参考見積

9 その他留意事項

- (1) 書類の作成に用いる言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 提出書類の作成及び提出に関する費用は、すべて提出者の負担とする。なお、提出された書類は返却しない。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合には、提出書類を無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。
- (4) 提出期限後の提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。
- (5) 技術提案の審査は、提出された内容に基づき行うが、技術提案内容をそのまま委託するとは限らない。また、委託金額については、最適業者の選定後、見積書を徴し別途決定する。
- (6) 契約書の作成を要する。
- (7) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、茨城県財務規則第138条第2項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除する。
- (8) 受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知りえた秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (9) 本契約の執行に際しては、地方自治法（昭和22年政令第67号）や茨城県財務規則をはじめとする諸規定が適用される。
- (10) 技術提案書に記載した配置予定の技術者は、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合を除き、変更することはできない。
- (11) 当公募型プロポーザルは、国における社会資本整備総合交付金の交付決定を前提に実施するものであり、次に該当する場合は、本公告に基づき生じた権利義務は、効力を失うものとする。
 - ・国において事業決定がなされなかった場合なお、国において交付金の減額や事業内容の変更が決定された場合には、その内容に基づいて選定業者と協議をし、契約を締結する。